

議案第34号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、五条児童クラブ室及び鴨田児童クラブの設置に伴い、関係条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(事業)

第4条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健全な遊びを通じた児童(法第4条に規定する児童をいう。以下同じ。)の集団的又は個別的な生活指導及び学習指導に関すること。
- (2) 児童の健全育成を図ることを目的とする子ども会、みらい子育てネット等の地域組織活動の育成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めること。

2 北名古屋市沖村児童館においては、放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に規定する事業をいう。)に関する事業を行う。

第7条第3号及び第9条第2号中「きたす」を「来す」に改める。

第14条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる事業の実施に関する業務

(北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正)

第2条 北名古屋市児童クラブ設置条例(平成18年北名古屋市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

五条児童クラブ	北名古屋市徳重中道8番地(北名古屋市立五条小学校内)	40人
鴨田児童クラブ	北名古屋市九之坪北美田39番地(北名古屋市九之坪児童館内)	20人

」を

「

五条ほほえみ児童 クラブ	北名古屋市法成寺松の木1番地 3（五条児童クラブ室内）	40人
五条ゆめっ子児童 クラブ		40人
鴨田ほほえみ児童 クラブ	北名古屋市九之坪高田1番地 （北名古屋市立鴨田小学校内）	35人
鴨田ゆめっ子児童 クラブ		35人

」に

改める。

（北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

五条児童クラブ室	北名古屋市法成寺松の木1番地3
----------	-----------------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。